

災害発生時等の物資の保管等に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と山梨県倉庫協会（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の緊急・救援輸送に係る物資（以下「物資」という。）の保管等に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、火山噴火、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の保管等の要請に関する必要事項を定める。

（物資の保管及び物流専門家の派遣に関する要請）

第2条 甲は、物資を保管する上で、乙の応援を必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を明示して、文書により要請する。但し、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出する。

- （1）災害の状況及び応援を要請する事由
- （2）必要とする保管倉庫の地域
- （3）応援を必要とする期間
- （4）主な保管品目及び数量
- （5）その他参考となる事項

2 甲は、前項に掲げる要請の他、物資の保管管理等を実施する上で、乙の応援を必要と認めるときは、乙に対し、物資の保管等に関する助言を行う物流専門家の派遣を要請することがある。

3 乙は前2項の規定による甲の要請があったときは、可能な限り協力し、物資の保管又は物流専門家の派遣を行う。

（保管倉庫（場所）の選定及び報告）

第3条 乙は、前条第1項の要請に対し、速やかに甲に対して、災害時において優先的に活用を検討する倉庫（トラックターミナル）としてあらかじめ指定する別表の倉庫（トラックターミナル）を参考として、保管倉庫（施設）を選定し、次に掲げる事項を文書により報告する。但し、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出する。

- （1）物資の保管を行う事業者名（必要とする保管場所に事業者がないときはその旨）
- （2）保管倉庫（施設）の所在地、名称、面積
- （3）保管期間
- （4）保管品目及び数量
- （5）その他

2 乙は、前条第2項の要請に対し、甲に対して、次に掲げる事項を文書により報告する。但し、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出する。

- （1）派遣する者の所属及び氏名
- （2）派遣期間及び派遣場所

(3) その他

(経費の負担)

第4条 物資の保管に要した費用（保管料、荷役料及び実費負担額（パレット使用料等の費用をいう。））は甲が負担する。

2 前項の費用のうち倉庫に係る保管料及び荷役料は、災害発生時の山梨県の事業者が定める料金を基準として、甲乙協議の上、決定する。

3 第2条第2項の規定による派遣に要した費用に関する乙の負担については、甲乙協議の上、決定する。

4 乙は、前2項の決定をする前に、前条第1項第1号の事業者又は同条第2項第1号の派遣者の同意を得なければならない。

(保管料等の支払い)

第5条 乙は、前条の規定により甲が負担することとなる費用（以下「保管料等」という。）を甲に請求する。

2 甲は、前項の請求があった場合には、その日から起算して30日以内に、保管料等を支払う。但し、予算措置を必要とする場合は、予算措置後30日以内に支払う。

(事故等)

第6条 事故の発生等により第3条第1項第1号の事業者による物資の保管の継続が困難な事由が発生した場合は、乙は、速やかに他の倉庫（トラックターミナル）の提供その他の措置を講じ物資の継続保管に努める。

2 乙は、物資の保管の実施に際し事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告する。

(災害補償)

第7条 本協定により業務に従事した者が、当該業務に従事したことに関し死亡・負傷・疾病等にかかった場合は、次に掲げる場合を除き、その損害の補償について、甲乙誠意をもって協議する。

(1) 当該業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、乙又は当該業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合（保険会社により補填されない損害は除く。）

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合（第三者からの賠償で補填されない損害は除く。）

(関係市町村との連絡)

第8条 本協定に基づく物資の保管及び物流専門家の派遣に係る業務の実施に当たり関係市町村との連絡調整は、原則として甲が実施する。

(情報提供)

第9条 甲、乙は、それぞれが知り得た災害に関する諸情報をお互いに提供するよう努める。

(担当部署及び連絡責任者)

第10条 甲、乙は、本協定に基づく物資の保管等に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任する。

2 甲、乙は、前項の規定により担当部署を定め、連絡責任者を選任した場合は、相互に通知する。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項は、甲、乙協議して実施細目で決める。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項について疑義が生じた時は、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までの間とする。但し、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかの者が何らかの意思表示をしない限り、その効力を維持する。

(協定の改訂)

第14条 この協定は、甲、乙のいずれかの申し出があったときは、協議して解除又は改訂することができる。

(実施日)

第15条 この協定は、協定締結の日から実施する。

この協定を証するため、本書を2通作成し、各者記名捺印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年2月13日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 横内 正明

乙 山梨県甲府市丸の内二丁目38番8号
山梨県倉庫協会
会長 樋口 育生

(別表)

災害時において優先的に活用を検討する倉庫（トラックターミナル）

事業者名	施設の名称	施設の所在地	施設の面積
有限会社宮田倉庫	1号倉庫	甲府市徳行4丁目1412-1、1416-1、1417	
丸市倉庫株式会社	グローバルDC22	中巨摩郡昭和町築地新居字大島2000番5	
丸市倉庫株式会社	丸市20号倉庫	北巨摩郡武川村三吹字仁田々1503-1	